

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給している。</p> <p>支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎として利用している。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）第二十二条1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル（児童扶養手当関係情報）を「副本」として保存する必要がある。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none">①児童扶養手当の支給に係る各種申請の際に、申請者より受給資格者、児童、配偶者、扶養義務者の個人番号の提供を受ける。②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、児童扶養手当の支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得する。③取得した情報より申請内容を審査し、審査結果に基づき児童扶養手当を支給する。④児童扶養手当関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。
③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表の項番56 番号法別表主務省令第29条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号、同7号、同8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番81</p> <p>○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番17、20、42、81、89、90、125、141、155、161</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部こどもみらい課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 TEL 017-734-9083

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	青森県子ども家庭部こどもみらい課家庭支援グループ 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 TEL 017-734-9295
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、申請者からマイナンバーを取得することとし、やむを得ず申請者から取得できない場合のみに行う住基ネット照会は、4情報による照会を原則とする。 特定孤児情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> </div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	県が保有する特定個人情報等の保護に係る事務取扱要綱及び(特別)児童扶養手当関係事務特定個人情報等取扱規程に則り、漏えい、滅失又は毀損等を防ぐための安全管理措置を講ずるとともに、特定個人情報の滅失又は棄損が万が一発生した倍に備え、バックアップを保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	評価実施機関における担当部署	こどもみらい課長 久保 敏隆	こどもみらい課長 千葉 文明	事後	定期見直しによる修正
平成29年8月4日	評価実施機関における担当部署	こどもみらい課長 千葉 文明	こどもみらい課長 伊藤 正章	事後	定期見直しによる修正
平成30年11月4日	評価実施機関における担当部署	こどもみらい課長 伊藤 正章	課長	事後	定期見直しによる修正
令和1年6月25日	Ⅵ リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数の時点 2. 取扱者数の時点	平成27年4月1日時点	令和元年10月31日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年3月25日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	内部監査	内部監査 外部監査	事後	5年経過前の評価の再実施
令和3年9月8日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	[○] 外部監査	[] 外部監査	事後	
令和4年10月25日	1 関連情報 3. 個人番号の利用	第29条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号	第29条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号、同7号、同8号	事後	公金受取口座登録制度の施行等に伴う修正
令和4年10月25日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携	○情報照会に係る根拠 番号法別表第二の項番57、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二の項番13、16、26、30、47、64、65、87、116	○情報照会に係る根拠 番号法別表第二の項番57、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第4条1号、同2号、同5号、同4号、同5号、同6号 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二の項番13、16、26、30、47、64、65、87、106、116	事後	公金受取口座登録制度の施行等に伴う修正
令和6年10月18日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携	○情報照会に係る根拠 番号法別表第二の項番57、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第45条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二の項番13、16、26、30、47、64、65、87、106、116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第12条、第19条、第35条、第36条、第44条	○情報照会に係る根拠 番号法別表第二の項番57、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第31条1号、同2号、同3号、同3の2号、同3の3号、同4号、同5号、同6号、同7号、同8号 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二の項番13、16、26、30、47、64、65、87、106、116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2	事後	障害の状態の届出、死亡の届出の審査に関する事務の追加等による修正
令和7年3月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一の項番37、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の第29条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号、同7号、同8号	番号法別表の項番56 番号法別表主務省令第29条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号、同7号、同8号	事後	5年経過前の評価の再実施
令和7年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携	○情報照会に係る根拠 番号法別表第二の項番57、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第31条1号、同2号、同3号、同3の2号、同3の3号、同4号、同5号、同6号、同7号、同8号 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二の項番13、16、26、30、47、64、65、87、106、116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番81 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番17、20、42、81、89、90、125、141、155、161	事後	5年経過前の評価の再実施
令和7年3月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部こどもみらい課	こども家庭部こどもみらい課	事後	5年経過前の評価の再実施
令和7年3月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	青森県総務部総務学事課情報公開グループ 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 TEL 017-734-9083	青森県総務部総務学事課情報公開グループ 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 TEL 017-734-9083	事後	5年経過前の評価の再実施
令和7年3月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	青森県健康福祉部こどもみらい課家庭支援グループ 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 TEL 017-734-9303	青森県こども家庭部こどもみらい課家庭支援グループ 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 TEL 017-734-9295	事後	5年経過前の評価の再実施
令和7年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数の時点 2. 取扱者数の時点	令和元年10月31日	令和6年11月1日	事後	5年経過前の評価の再実施
令和7年3月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事後	定期見直しによる修正
令和7年3月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	定期見直しによる修正